

岩沼市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

岩沼市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 24 年法律第 65 号」の次に「。以下「支援法」という。」を、「第 72 条第 1 項」の次に「及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項」を加え、「、子ども・子育て支援に関する施策等を推進するため」を削る。

第 2 条第 1 項中「10 人」を「15 人」に改め、同条第 2 項中「子ども・子育て支援」を「基本法第 2 条第 1 項に規定することも及び同条第 2 項に規定することも施策（以下単に「こども施策」という。）」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（所掌）

第 3 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (3) こども施策の推進に関する事項
- (4) 基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画に関する事項

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。